

バナナ通信

第54号



～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～

今号の内容 定款変更特集

- 2・3頁 定款変更について(平成24年度法改正関連他)
4頁 貸借対照表の公告に関する定款変更について
(平成28年度法改正関連)

事業報告書の作成・提出について

法人は、会費や寄附、事業収益など、様々な方のお金に支えられて運営しています。そのため、会員や一般の方に一年間のお金の動きや事業結果について報告する必要があり、事業報告書を作成します。これは一般の法人でいう決算書と同じことです。

多くのNPO法人では、3月を事業年度終了とされていますので、6月末日までに消費・くらし安全課へ提出してください。

事業報告書の提出にあたっては、それぞれの法人の定款に定められているとおりに総会又は理事会などで決議を受ける必要があります。

今号では、定款変更について特集しております。平成28年度法改正関連の定款変更は全法人に関係しますので、4ページを参照され、それぞれの法人に合った貸借対照表の公告方法を選んで総会で決議してください。

また、2・3ページでは平成24年度法改正関連他について改めてお知らせしています。こちらは、定款変更が未だの法人に関係しますので、法人の関係者は、定款を今一度よく確認してみてください。

沖縄県内NPO法人
578法人(3月31日現在)

法人設立認証縦覧中の団体
2団体(4月25日現在)

解散法人 累計103団体(3月31日現在)
認証取消 累計39団体(3月31日現在)

発行日:平成29年4月25日

発行:沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>



平成24年4月のNPO法改正に伴う定款変更（認証含む）
 はお済みでしょうか？

平成24年4月の特定非営利活動促進法の改正により、改正施行日以前に定款を定めている法人につきましては、定款の一部を変更していただく必要があります。
 改正から4年以上が経過しておりますが、未だ定款変更（認証含む）が済んでいない場合は、次の総会で変更決議が受けられるようご準備をお願いします。



定款変更認証が必要なもの

※定款を確認のうえ変更申請をお願いします。

(1) NPO法の条文の内容変更により改正が必要なもの

項目	改正前の定款例	改正後の定款例
定款の変更	(定款の変更) 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 所轄庁の認証を得なければならない。	(定款の変更) 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>事項については</u> 、所轄庁の認証を得なければならない。

(2) 計算書類の変更により改正が必要なもの

項目	改正前の定款例	改正後の定款例
◇事業 ※ その他事業を行っている法人に限る。	(事業) 第5条 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>利益</u> を生じた場合は、・・・とする。	(事業) 第5条 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 <u>収益</u> を生じた場合は、・・・とする。
◎収支予算 ↓ 活動予算、 ◎収支決算 ↓ 活動決算 ◎収入→収益	(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び <u>収支予算</u> (5) 事業報告及び <u>収支決算</u> (8) 借入金（その事業年度内の <u>収入</u> をもって償還する・・・。）	(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び <u>活動予算</u> (5) 事業報告及び <u>活動決算</u> (8) 借入金（その事業年度内の <u>収益</u> をもって償還する・・・。）
◎収入→収益 ～変更	(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>	(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>

項目	改正前の定款例	改正後の定款例
◎収支予算 ↓ ◎活動予算 へ変更	(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>活動予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
◎収入支出 ↓ ・収益費用を講 じる または、 ・収益費用 へ変更	(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず・・・、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。	(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず・・・、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用を講じる</u> ことができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。
◎支出→費用 へ変更	(予備費の設定及び使用) 第45条 予算超過又は予算外の <u>支出</u> に充てるため、・・・。	(予備費の設定及び使用) 第45条 予算超過又は予算外の <u>費用</u> に充てるため、・・・。
◎収支計算書 ↓ ◎活動計算書 へ変更	(事業報告及び決算) 第47条 この法人の事業報告書、 <u>収支計算書</u> 、貸借対照表及び・・・。	(事業報告及び決算) 第47条 この法人の事業報告書、 <u>活動計算書</u> 、貸借対照表及び・・・。

◇注意◇ 収支計算書のタイトルを変更しただけでは活動計算書になりません。



🌸 定款変更や登記変更の検討が必要なもの

◎理事の代表権の制限を法人登記できるようになります

これまでは「理事全員」の登記が必要でしたが、改正後は、「定款に理事の代表権を制限する規定を設けた場合、代表権を持つ理事のみを登記する」こととなりました。

(定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」との規定がある法人が対象となります。)

※各法人においては、定款変更や登記の変更が必要となります。

1. 理事長のみが法人の代表権を持つことにする場合 (定款変更は不要)
→登記変更が必要です。(理事長(代表理事)以外の理事について抹消登録が必要です)
2. 代表権を制限せず、全ての理事が代表権を持つことにする場合
→定款変更が必要です。(登記申請が必要)

◆ 法律の改正に伴い、定款の事業名等の変更が必要な場合があります

1. 障害者自立支援法は、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されました。この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」の用語を用いている場合は、定款の法律の名称の変更を行ってください(用いていない場合は変更不要)
2. 介護保険法の一部改正により、平成27年4月より「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されました。この改正により、法人の定款に記載されている事業名等の変更が必要な場合がありますのでご確認下さい。

※上記1. 2. は、それぞれを所管する部署へご確認のうえ、必要な定款変更を行って下さい。

平成28年度のNPO法改正による

「貸借対照表の公告」に伴う定款変更が必要です



貸借対照表の公告が義務付けられます (全法人が対象です！)



毎年度、貸借対照表の公告をNPO法人自らすることになります。

平成28年NPO法改正（法第28条の2関係）により、NPO法人は、第2号施行日以後においては貸借対照表を公告することが義務となり、これまで毎事業年度終了後に法務局へ行っていた「資産の総額」の登記が不要となります。

※貸借対照表の公告及びNPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されるのは、平成29年4月1日からではなく、「公布の日(平成28年6月7日)から2年6カ月以内において別途政令で定める日」からです。そのため、それまでは「資産の総額」の登記が必要です。(施行日は平成30年9月頃予定) 施行日が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

公告の方法を選択し、定款で定める必要があります(全法人が対象)



「貸借対照表」の公告は定款に規定されている方法で行いますので、現在の定款に規定されている方法をご確認ください。別の方法を選択する場合は、以下の4つの中から選択し、公告を行う前に定款変更を行ってください。

1. 官報に掲載する方法 (官報への公告掲載は、2枠分以上必要で、72,978円～)
※毎年度1度の掲載でよい。**有料**。掲載方法等については官報販売所などにお尋ねください。
2. 日刊新聞紙に掲載する方法
※毎年度1度の掲載でよい。**有料**。掲載方法等については新聞社などにお尋ねください。
3. 電子公告
(NPO法人が運営するホームページや内閣府NPO法人ポータルを利用する方法を含む)
※電子公告を選択する場合、5年間継続して掲載する必要があります。
※内閣府NPO法人ポータルは無料で利用できます。
4. 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示する方法
※利害関係者だけではなく、広く市民が主たる事務所において容易に見ることができる場所へ1年間継続しての掲示となります。

現在、定款に定めている公告の方法とは別の方法を選択される場合は、**定款変更が必要**です。定款変更をする際には、下記の書類を提出して下さい。

- (1) 定款変更届書 1部 (2) 変更後の定款 2部
(3) 議事録の謄本(写し)・・・原本証明をしたもの

※定款の変更には、その変更事項について、総会にて議決を経る必要があります。
施行日に間に合うよう公告方法について検討され、総会に向けてご準備をお願いします。

重要

定款を変更しない場合に予想される注意点！

- (例1) 定款に「この法人の公告は、官報で行う」と規定している法人は、定款変更しない場合、貸借対照表の公告も官報で行うことになります。
- (例2) 定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」と規定している法人は、定款変更しない場合、貸借対照表の公告を掲示場と官報の両方に公告することになります。
- (例3) 定款に「この法人の解散の公告は官報で行う」とだけ規定している法人は、定款変更しない場合、貸借対照表の公告についての規定がないことから、「定款で定める方法によりこれを公告しなければならない」と定めた改正後の特定非営利活動促進法第28条の2に違反することになります。

※官報は有料です。

